

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 6 日

国土交通省住宅局
住宅生産課関係法人 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
周知等について（依頼）

5月25日に開催された第36回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「基本的対処方針」が変更され、関東の1都3県及び北海道の5都道県について、緊急事態宣言が解除されました。これにより、全国すべての都道府県で緊急事態宣言が解除されたことになります。

ただ、緊急事態宣言の解除後においても、感染拡大のリスクをゼロにすることはできないことから、変更された「基本的対処方針」においては、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされており、具体的には、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限、施設の使用制限の要請等について、段階的に緩和することとされています。

また、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げに当たっては、「新しい生活様式」の定着、3密回避や「人と人との距離の確保」、マスクの着用など基本的な感染対策の継続・徹底が必要になります。

貴法人におかれましては、感染拡大防止に万全を期していただく（ガイドライン作成した団体におかれましては当該ガイドラインを実践いただく）とともに、本内容について所属会員に周知していただくようお願いいたします。

○国土交通省HP ～新型コロナウイルス感染症への対応について～
https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

（別添1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

（別添2）第36回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202005/25corona.html

（別添3）第14回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣発言
<https://www.mlit.go.jp/kikikanri/content/001345412.pdf>